

議会議案第1号

漁港・漁場・漁村の整備促進を求める意見書

水産業、漁村をめぐるには、水産資源が低水準にあること、就業者が高齢化していること、水産物価格が低迷していること、燃油価格が高騰していることなど多くの困難な課題に直面している。

また、水産物の安全性や品質に対して消費者の関心が高まっており、老朽化した漁港施設の改善や産地の販売力強化、流通の効率化・高度化など水産業振興のための課題は山積している。

しかしながら、国の平成22年度予算案では漁港整備関連予算が大幅に減額され、漁港・漁場・漁村整備を進める農山漁村地域整備交付金が新たに創設されたが、全体的な枠組みは依然として不透明であり、地域の漁港・漁場の安全と活力が失われかねない現状である。

よって、国におかれては、水産業が直面する課題に対して的確に対処し、地域の創意工夫が活かされる真に必要な漁港・漁場・漁村の整備を着実に推進し、安心・安全な水産物を求める消費者のニーズに応える政策を打ち出されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年2月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第2号

自殺対策の強化・加速推進を求める意見書

平成18年に「自殺対策基本法」が成立し、翌年、政府は「自殺総合対策大綱」を閣議決定し、自殺防止のさまざまな施策を実施している。また昨年11月には、「自殺対策緊急戦略チーム」を組織し、「自殺対策100日プラン」を公表したところである。

しかしながら、昨年の全国の自殺者は12年連続3万人を超え、過去5番目の多さであった。また、現下の経済情勢から、企業の倒産や失業、多重債務問題等の一層の深刻化が懸念されている。このような現状を踏まえ、自殺対策を最重要課題に位置づけ、政府が主導的な役割を担いながら、国民運動として総合的自殺対策を強化・加速推進していく必要がある。

本県においても、自殺対策として、国の「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、かかりつけ医を対象に、自殺リスクの高いアルコール依存症患者への対応スキルを高める研修などを来年度予算に計上している。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

- 1 これまでの自殺対策は「総合的」とうたいながら、縦割り、細切れ対策になっている。今後は、国や自治体などの支援者本位ではなく、当事者・現場本位に対策を転換して、国として自殺の実態解明を進め、その調査研究の成果に基づいた具体的な自殺対策を示すこと。特に、当面は専門分野ごとの相談窓口の連携・拡充を推進し、中長期的にはワンストップで総合的な相談が24時間365日受けられるように整備すること。
 - 2 「地域自殺対策緊急強化基金」では、公的な相談体制の強化・拡充に係る人件費等が対象とならないため、地方の負担が大きい等の問題がある。そこで、地域の実情に応じて柔軟な対応ができるようにし、必要かつ継続的な財政措置の拡充を講じること。
 - 3 自殺ハイリスク者、自殺ハイリスク地に対する適切な支援を重点的に講じること。
 - 4 企業健診や特定健診において、ストレスチェックを義務検査項目とし、中高年のうつの早期発見・治療につなげる対策を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年2月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣(自殺対策)
内閣官房長官

あて

議会議案第3号

「政治とカネ」に関わる政権党の疑惑究明と政治的・道義的責任の追及を求める意見書

政権党幹事長の資金管理団体の土地購入事件に絡み、現職幹事長が検察の事情聴取を受ける異例の事態が起きたことは重大であり、国民の怒りの声が日増しに広がっている。

今日、「政治とカネ」の問題が相次ぎ、国民の疑惑を招く背景の根源には、企業・団体献金や政党交付金の運用に問題がある。

今度の事件は、土地購入資金のなかに公共事業を受注した企業からの献金が含まれているのか否かが、疑惑の核心であるが、最大の問題は税金の「還流」の有無の解明と政治家の政治的・道義的責任を、国民の前で明確にすることである。

政治資金規正法は、政治資金の流れ及び政治団体の資産を広く国民に公開し、その是非については、国民の不断の監視と批判に委ねることを求めている。国会は国政調査権（憲法第62条）を発動し、疑惑の真相を徹底的に解明し、主権者である国民の信頼を回復するため政治的・道義的責任を果たさなければならない。

また、内閣総理大臣の資金管理団体をめぐる偽装献金疑惑についても重大な局面をむかえている。約11億8千万円の政治資金の流れと使途は非常に不透明であり、国会での全容解明が必要である。

よって、国におかれては、「政治とカネ」に関わる事件全容の徹底究明と政権党の政治的・道義的責任を追及し、金権・腐敗政治の温床を一掃されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年2月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
内閣官房長官	

介護保険制度の充実を求める意見書

介護保険制度がスタートして10年を迎えたが、介護の現場では深刻な問題が山積している。特に、特別養護老人ホームの入所待機者は42万人に上り、在宅介護においても家族の心身の負担などが深刻な問題となっている。介護保険を利用している要介護認定者とその家族、介護事業者及び介護現場で働いている人など、介護保険制度に関わる方々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く聞かれる。

しかも、15年後の2025年には、65歳以上の高齢者人口がピークを迎えると言われている。今後、さらに進展する超高齢社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められている。

そのため、2012年に行われる介護保険制度の改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要である。

よって、国におかれては、介護保険制度の抜本的な基盤整備をするため、下記の事項について早急な取り組みを行うよう強く要望する。

記

- 1 介護施設不足による施設待機者を解消するため、療養病床廃止計画を見直し、介護3施設（特養、老健、療養病床）やケアハウスなどの特定施設、グループホームは大幅な整備を促進すること。
- 2 在宅介護への支援を強化するため、24時間365日利用できる訪問介護サービスを大幅に拡充すること。
- 3 煩雑な事務処理の仕分けを行い、保険手続や介護認定審査会を簡素化し、利用しやすい制度に転換すること。
- 4 介護従事者の賃金の大幅アップなど待遇改善に繋がる介護報酬の引き上げを行うこと。
- 5 介護保険料の上限が高くなり過ぎないように抑制するため、公費負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年2月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

議会議案第5号

子ども手当の財源の地方負担に反対する意見書

国の平成22年度予算案では、中学校卒業までの子ども1人当たり月1万3千円を支給する子ども手当が盛り込まれた。その結果、給付費総額は2兆2,554億円となり、さらに、平成23年度以降は子ども1人当たり月2万6千円の支給となるため、更なる財源の確保が必要となる。また、民主党のマニフェストには「児童手当は廃止」と明言していたにもかかわらず、平成22年度は児童手当との併給であるため、地方や事業主が負担を求められることとなった。

こうした中、一部の自治体が給付事務のボイコットを表明し、また地方6団体からは「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」が出されるなど、実際に支給できるのか懸念される所である。

また、各県知事へのアンケート調査でも子ども手当の全額国庫負担を求める声が大勢を占めているのが現状である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

- 1 平成23年度以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、全額国庫負担とすること。
 - 2 平成22年度予算については、地方の事務負担や費用負担について十分配慮すること。
 - 3 子ども手当によって目指す国の中長期ビジョンと平成23年度以降子ども手当を実施する上で財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。
 - 4 子ども手当のような現金の直接給付だけでなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。
 - 5 平成23年度以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担の在り方を明確化し、十分な意見交換の場を設けること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年2月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第6号

天皇陛下を政治的目的に利用しないことを求める意見書

昨年12月15日に行われた天皇陛下と中国の国家副主席との会見は、天皇陛下が当日重要な祭祀を執り行う予定があるにもかかわらず、従来からの政府内部の1か月ルールを無視し、首相や民主党幹事長の意向を背景に、内閣官房長官が宮内庁を押し切って特例として認めさせたもので、誠に遺憾な行為であり、皇室への尊崇の念をともにする多くの国民が怒りを禁じ得ないところである。

宮内庁長官から「陛下の国際親善活動は、相手国の大小や政治的重要性などにかかわらず行われてきた。2度とこういうことがあってほしくない」旨の発言がなされたが、正に妥当な意見である。本来、天皇陛下と外国要人との会見はあくまで国際親善が目的であり、政治的な目的のために利用されることは絶対にあってはならない。

よって、国におかれては、天皇が「日本国と日本国民統合の象徴」とする憲法の規定を重んじ、いかなる場合においても天皇の政治利用をはじめ憲法の条項と精神から逸脱する行為をしないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年2月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第7号

教員免許更新制の存続を求める意見書

平成21年度から教員免許の更新制度がスタートした。教員免許更新制は一定期間ごとに教員が技術や知識を得る機会が保障され、時代の変化に的確に対応した教員を養成し、技能を向上させる上で必要不可欠なものであり、制度導入にあたっては教育改革の根幹をなすものとして、大きな期待が集まっている。

しかしながら、政府は昨年10月に教員免許更新制の抜本的な見直しを表明し、平成22年度予算にも教員免許更新制の効果検証などを含めた調査・検討事業に予算を計上した。

教員免許更新制は本格実施から1年も経っておらず、成果や課題も十分にまとめられていない状況である。また、自己負担で講習を受けた教職員への補償についても検討がなされていない。このように改革の方向性も示されないまま「抜本見直し」だけが表明されている現状では、学校現場が混乱することも懸念される。

よって、国におかれては、質の高い教員を確保し、国民の負託に応え、教育水準を維持、発展させるため、教員免許の更新制を存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年2月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第8号

選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書

女性の社会進出が進み、個人の意志の尊重、男女平等の観点から、国は、今国会において、結婚後も夫婦が別姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案の提出を検討している。

私たちは父親と母親という2人の親を親としてこの世に生まれ、この親の愛情と慈愛をもって育てられ、ひとつの家族を構成し、社会を構成し、国を構成してきた。

しかしながら、選択的夫婦別姓制度の導入によって、親子が異なる姓を名乗ることになれば、家族の絆が損なわれる恐れが大きくなるだけでなく、他人から見ても誰が家族なのか分からないという不都合が生じるとともに、戸籍や住民票の記載も紛らわしいものとなる。

今、私たちが考えなければならないのは、家族の心が通い合う時間を大切に、家族の絆が強くなるような社会にすることである。

よって、国におかれては、家族の一体感を損なう恐れや国論を二分し社会的混乱を招く恐れがある選択的夫婦別姓制度を導入することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年2月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第十五号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例（昭和三十一年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表土木企業委員会の項中「土木企業委員会」を「建設委員会」に改め、「企業局」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の石川県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による土木企業委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の石川県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による建設委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は、石川県議会委員会条例第二条の二第一項の規定にかかわらず、旧条例の規定による土木企業委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による土木企業委員会に付議されている事件は、この条例の施行の日に、新条例の規定による当該事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。